

石綿（アスベスト）健康被害救済制度 からのお知らせ

平成 25 年 6 月 18 日より

肺がんの判定基準が変わりました。

- 原発性肺がんであって「広範囲のプラーク所見」又は「肺組織切片中に石綿小体」がある場合には、医療費、特別遺族弔慰金等の救済給付が受けられるようになりました。

※ ご本人、ご遺族から申請・請求していただくことが必要です。
なお、認定の決定に際して、疾病が判定基準を満たしているなど一定の条件が必要です。
※ 労災補償等の対象とならない方でも申請・請求いただけます。

- 肺がんにはその他にも基準があります。
医師ともご相談の上、ご不明な点などありましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

- 中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚で
ご療養中の方やお亡くなりの方のご遺族も申請・請求
いただけます。



独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番
ミューザ川崎セントラルタワー9階
<http://www.erca.go.jp/asbestos/>

さあ はやく きゅうさい

0120-389-931

受付時間 9:30~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

